

平成 29 年 9 月 7 日
総務省政策統括官（統計基準担当）室

オンラインを利用した統計調査の推進について

1 総務省政策統括官（統計基準担当）の取組

- (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）に、オンラインを利用した調査を推進するための具体的な取組事項として、「オンライン調査の導入を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。」と記載
- (2) オンライン調査の推進に関する事項について政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、関係府省の統計主管部局の担当課長等を構成員とする「オンライン調査推進会議」を設置（平成 26 年 4 月 14 日）し、具体的な方策・進め方等について検討するため、担当課長補佐等によるワーキンググループを設置（平成 26 年 4 月 22 日）
- (3) オンライン調査推進のための各府省の取組の指針として「オンライン調査の推進に関する行動指針」を決定（平成 27 年 4 月 17 日 付けオンライン調査推進会議申合せ）（別紙参照）。これに基づき、オンライン調査の導入と回答率の向上に各府省が取り組んでいる。
- (4) 政策統括官（統計基準担当）室における統計調査の承認に当たっての審査の際に、オンライン調査の導入に関する検討状況を確認。基幹統計調査については、統計委員会の審議においても 検討状況を確認

2 オンライン調査の実施状況

(1) オンライン調査の導入状況

オンラインを利用した統計調査は増加

年度（平成）	20	21	22	23	24	25	26	27	28
各年度に調査を実施した統計調査数	263	235	211	220	229	229	225	231	240
オンライン調査を導入した統計調査数	92	111	104	119	139	143	151	168	189
政府統計共同利用システムのオンライン調査機能を利用した統計調査数	16	33	37	45	43	49	58	60	59
オンライン調査導入率^注	35%	47%	49%	54%	61%	62%	67%	73%	79%

出典：「統計調査等業務の業務・システム最適化実施評価報告書」（CIO連絡会議決定）（一部案や取りまとめ中を含む）

注：オンライン調査を導入した統計調査数/各年度に調査を実施した統計調査数 × 100（小数点以下を四捨五入）

(2) オンラインでの回答状況

総務省統計局が平成 27 年 10 月に実施した国勢調査では、日本国内の全世帯を対象にオンライン調査を実施し、36.9%の世帯がオンラインで回答。国勢調査での経験を各府省と共有し、政府統計全体の回答率の向上に資する取組を推進。

3 政府統計共同利用システムの改修

- (1) 平成 28 年 5 月から、政府統計共同利用システムを用いて調査を行う際の電子調査票を職員自らが作成できるよう支援するシステムを提供
- (2) 平成 28 年 6 月から、政府統計オンライン調査総合窓口の各画面がスマートフォン、タブレットに対応
- (3) 平成 30 年 1 月に実施予定の政府統計共同利用システムのシステム更改により、英語サイトの提供、調査対象者による確認コードの再発行機能の追加等の機能・操作性の拡充を図り、利用者の利便性向上や各府省の業務効率化を促進

(別紙)

オンライン調査の推進に関する行動指針（概要）

平成27年4月17日
オンライン調査推進会議申合せ

1 目的

報告者の負担軽減・利便性の向上、これによる調査票の回収率の向上への寄与、統計調査業務の効率化、調査結果の公表の早期化のため、オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上を目指す。

オンライン調査の効果を最大化するため、導入後も、調査手法のみならず統計調査業務全般について、継続的な改善を図ることが必要。また、統計調査ごとの特性に留意したオンライン調査の推進が必要

2 今後の取組

- (1) 統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入について検討し、その推進を図る。
- (2) オンライン調査の導入後においても、当該統計調査業務の改善やオンライン回答率の向上に継続的に取り組む。
- (3) 上記2（1）及び（2）の取組に当たっては、下記①から⑤までに掲げる統計調査の特性等を踏まえオンライン調査の導入・充実による効果が特に期待される統計調査について、優先的かつ計画的な取組を推進する。
 - ① 報告義務が課されている統計調査（基幹統計調査）
 - ② 報告者数が10万以上であるなど、より多くの報告者の負担軽減・利便性の向上が期待される統計調査
 - ③ 調査の周期が月次や四半期であり、同一の報告者を対象に継続的に報告を求めているなど、報告者の協力が期待される統計調査
 - ④ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等といった公的な機関等を報告者とする統計調査
 - ⑤ 報告者数等を勘案し、電子メールの活用などの比較的容易な手法による、オンライン調査の導入、周知等が可能な統計調査

3 推進方法

各府省は、オンライン調査の推進に係る取組状況やオンライン回答率などについて、自己点検を行った上、各府省と情報を共有し、類似の調査などを参考として更なる取組を図る。